

仕 様 書

1 業務名

令和3年度 旅行商品の販売促進に向けた欧米市場への情報発信事業（コンテンツ拡充）

2 実施時期

契約締結の日～令和4年3月31日

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下、「機構」という。）が保有するWebサイト「SETOUCHI REFLECTION TRIP（<https://setouchitrip.com/>）（以下、「SRT」という。）」において、機構の対象市場国であるアメリカ、イギリス、フランスおよびドイツに対して、瀬戸内域内（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県および愛媛県）に関する情報発信を強化することでプロモーション施策の効果を高めるため、以下の業務を実施し、SEO対策によるWebサイトの最適化を図る。

4 業務内容

（1）英語記事の作成

アメリカおよびイギリス等の英語圏を対象に、SRTの記事を作成し発信することを目的として、効果的に当該市場へ情報を訴求させるために、市場の特性を踏まえて新規に英語記事を18本以上作成すること。なお、作成にあたっての注意点は次のとおりとする。

- ア 記事作成におけるKPIの設定と効果測定を実施すること。KPIは、目標PV数を設定し、達成に向けたロジカルな提案を行うこと。また、その結果についても計測を最適な回数分実施し、機構へ報告すること。
- イ 記事の内容については、SETOUCHIブランドイメージの構築と発信を図るため、瀬戸内域内で撮影した写真と記事により構成されるものとする。
- ウ 瀬戸内域内の各県が、全新規記事のうち各県2回以上は掲載されるよう作成すること。
- エ 記事を作成するための取材先は、請負事業者と機構で構成する編集会議において事前協議のうえ決定する。
- オ 記事の作成にあたっては、日本在住の当該市場等出身の実績あるライターを起用し、当該市場の読者の共感を呼ぶことができる内容とすること。

- カ 新規に作成する記事については、原則として取材を基に作成すること。
- キ 記事を作成する際にはSEOの観点を取り入れ、記事中に使用するキーワード等にも留意し、良好な検索順位・表示につながると期待できる内容にすること。
- ク 記事に使用する写真は、一定の技術レベルを確保しつつ当該市場国からの訪日旅行者および訪日見込者に訴求する、SETOUCHIの魅力をリアルに伝えることのできるものとする。
- ケ 作成する記事の文章量は、SRTに掲載されている記事と同程度以上のボリュームとすること。
(作成イメージ：<https://setouchitrip.com/art-culture/13529>)
- コ 現在のSRTに掲載されている記事や情報も参考とし、そのうえで今後のSRTへのアクセス数増加につながる記事テーマを提案すること。
- サ 観光地、観光関連施設等へのアポイントメント、掲載許諾等は、全て請負事業者の責任において行うこと。
- シ 記事の校正については、原則として請負事業者の責任校正とする。
- ス 記事の作成、公開にあたって必要となる交通費、宿泊費、通信費、パソコンや通信機器、カメラ、ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- セ 本業務で作成された成果物（画像、文章等を含む）および成果物の権利は機構に帰属するものとする。また、成果物の作成の際は肖像権等に留意し、必要な場合は肖像権等に関する許諾を事前に書面で得ておくこと。
- ソ 成果物は、原則として、機構がインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

(2) フランス語記事の作成

フランスを対象に、SRTの記事を作成し発信することを目的として、効果的に情報を訴求させるために、フランス市場の特性を踏まえて、(1)において新規に作成された英語記事を、フランス等フランス語圏出身者がフランス語に翻訳した記事を18本以上作成すること。なお、作成にあたっての注意点は

(1)と同様とする。

(3) ドイツ語記事の作成

ドイツを対象に、SRTの記事を作成し発信することを目的として、効果的に情報を訴求させるために、ドイツ市場の特性を踏まえて、(1)において新規に

作成された英語記事を、ドイツ等ドイツ語圏出身者がドイツ語に翻訳した記事を18本以上作成すること。なお、作成にあたっての注意点は(1)と同様とする。

(4) SNSの運用

(1) で作成した英語記事や、その他瀬戸内域内に関する情報発信手段として、機構が所有する公式SNSアカウント (FacebookおよびInstagram) を運用し、SNSごとにそれぞれ88回以上投稿すること。なお、運用にあたっての注意点は次のとおりとする。

ア 運用する機構の公式SNS

Facebook (<https://www.facebook.com/SetouchiDMO/>)

Instagram (<https://www.instagram.com/setouchi.trip/>)

イ 投稿におけるKPIの設定と効果測定を実施すること。KPIは、総リーチ数、エンゲージメント率、上記アの公式SNSアカウントのフォロワー増加数を設定し、達成に向けたロジカルな提案を行うこと。また、その結果についても計測を最適な回数分実施し、機構へ報告すること。

ウ 瀬戸内域内の各県が、全投稿のうち各県10回以上は掲載されるよう作成すること。

エ SNSへの投稿内容については、請負事業者と機構で構成する編集会議により事前に決定する。

オ 投稿内容については、SETOUCHIブランドイメージの構築と発信を図るため、瀬戸内域内の7県で撮影された写真と英語の文章により構成されるものとする。

カ 公式SNSに投稿する英語の文章作成にあたっては、英語圏等出身の実績あるライターを起用し、当該市場の読者の共感を呼ぶことができる内容とする。

キ SNSに掲載する写真は、一定の技術レベルを確保しつつ対象市場国からの訪日旅行者および訪日見込者に訴求する、SETOUCHIの魅力をリアルに伝えることのできるものとする。

ク SNSごとの特徴に留意し、それぞれに適した方法で投稿を行うこと。

ケ 瀬戸内域内の魅力発信だけでなく、機構の公式SNSのフォロワー数が増加するような投稿となるように努めること。

コ SNSの運用においては、User Generated Content (UGC) の活用や、JNTO、瀬戸内域内の各県と連携する等、瀬戸内域内の情報を効果的に発信する手法をとること。

サ 本業務により公式SNSへ投稿した内容への反応等について、編集会議等で月1回以上定期的に報告すること。

- シ 本業務で作成された成果物（画像、文章等を含む）及び成果物の権利は、機構に帰属するものとする。また、成果物の作成の際は肖像権等に留意し、必要な場合は肖像権等に関する許諾を事前に書面で得ておくこと。

5 注意事項

(1) 動作確認

- ア 成果物については、業務完了前にスマートフォン、タブレット及びPCによる動作確認を行い、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
- イ 動作確認等に必要な機器は請負事業者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。
- ウ スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において動作確認を行うこと。
- エ PCの利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることとし、OS、ブラウザについては一般的に普及しているOS（Windows、MacOS、Linux等）、最新のブラウザ（IE、Safari、Google Chrome、Firefox等）により支障なく利用できるものとする。

(2) サポート体制の整備

契約期間中において、WEBコンテンツの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな対応を可能とする体制を保持しておくこと。

(3) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

(4) 新型コロナウイルス対策

取材の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分とり、実施すること。

6 成果物に関する権利の帰属

本業務においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物（UGCを除く）に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、請負事業者は将来に

わたり行使しないこと。また、請負事業者は本作品の作成に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て請負事業者が負うこと。
- (4) 上記(1)～(3)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。請負事業者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

7 報告書の提出

(1) 提出物

事業実施報告書1部

(2) 提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

(3) 提出期限

令和4年3月31日

(4) 報告書の作成にあたっての留意点

- ア 事前に監督職員の承認を受けること。
- イ 業務実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ウ 業務実施による効果を調査し、とりまとめること。

8 その他

- (1) 機構と十分協議しながら業務を進めること。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 本仕様書に定めのない特別の事情が生じた場合は、機構へ報告し、その指示を受けること。